

葵の園・新潟北区へのご利用について

● 「介護老人保健施設」とは

- ・病気や障害の容体が安定していて、病院での治療や入院の必要はないけれど、看護やリハビリテーション、身の回りのお手伝いなどを必要とする方の施設です。
- ・“ご本人がいつまでも住み慣れたご自宅で生活できる”ことを目標に、医師、看護師や理学療法士等の多職種でサポートをさせていただきます。

● 利用できる方の条件

- ・入所 : 要介護1～要介護5の方
- ・短期入所療養（ショートケア） : 要支援1・2、要介護1～要介護5の方
- ・通所リハビリ（デイケア） : 要支援1・2、要介護1～要介護5の方

※身体状況等により利用が難しい場合もございます。

- | | | |
|---|---------------|-----------------|
| 〔 | ・入院治療や定期受診が必要 | ・継続的な点滴による治療や補液 |
| | ・抗がん剤や化学療法 | ・継続的な酸素療法 |
| | ・重度の認知症 | ・隔離が必要な感染症 |

その他、検査データや治療薬の内容等によりご利用が難しい場合もございますので、その際は別途ご相談ください。

● 申し込みから入所までの流れ

- 1、ご相談 : 入所希望の理由や現在の状況等のおおまかな事をお聞きます。
- 2、申込み : ①～⑤の書類の必要事項を記入し、揃いましたら郵送または直接ご持参下さい。
- 3、面談 : ご本人、ご家族と面談をさせていただきます。お体や生活の様子を、ご自宅や入院先などで確認を行います。
- 4、入所判定会議 : 当施設でのサービス提供が可能か、各種情報をもとに判断いたします。
- 5、結果連絡 : 入所の可否をご連絡し、可能な場合は入所の日にちの調整をいたします。
- 6、入所契約 : サービス内容の説明を行い、契約を交わします。
- 7、入所 : 当日は、ご家族と一緒にご入所頂きます。**※お薬は一包化で御入所頂きます。**

- | | |
|------------|--------------------------|
| ①申込用紙 | 基本的にはご家族様をご記入下さい |
| ②ADL確認表 | 状態の分かる方がご記入下さい |
| ③診療情報提供書 | 医療機関の担当医師から3ヶ月以内に作成されたもの |
| ④介護保険証のコピー | 1枚 |
| ⑤薬の説明書のコピー | お持ちの方（処方箋やお薬手帳など） |

お問い合わせ・申し込み書類郵送先

介護老人保健施設 葵の園・新潟北区

〒950-3102 新潟県新潟市北区島見町200-1

TEL 025-278-6777 平日（月～金）午前9時～午後5時 担当 支援相談員

ご利用のQ & A

Q：施設の近くに住んでないと利用できませんか？

- ・入所：新潟市、県以外の方もご利用できます。
- ・デイケア・ショート：送迎の範囲がおおむね30分以内の方が対象になります。

Q：送迎はしてもらえますか？

一般入所での送迎は行いませんので家族送迎、もしくは家族が難しい場合は福祉タクシーをご利用下さい。

Q：医療依存度の高い方や、内服薬が高額な場合は利用できますか？

インスリン注射（1日複数回）、喀痰吸引、経管栄養（胃ろう等）、ストマ、褥瘡等、医療面でのサポートが必要な方でも、病状が安定していれば可能です。
施設で取り扱える薬、治療など含め、総合して検討させていただきますので、ご相談下さい。

Q：入所後も定期通院が必要な場合はどうなりますか？

状態が不安定な方が入所することを想定した施設ではありませんので、原則として入所中は出来ません。ただし病状の変化によって、当施設医師が専門医の受診が必要と判断した場合は受診ができます。緊急以外の通院は、ご家族や自費のヘルパーで受診を行っていただきます。

Q：認知症の進んだ方、精神疾患の症状のある方は？

物忘れなどの短期記憶障害等、施設で対応できる方の受け入れは可能です。認知症、精神疾患の症状で、不穏行動、自傷他害がある場合、対象外となる事があります。

Q：どのようなリハビリをしてもらえますか？

事前にご本人、ご家族と今後の目標や希望をお伺いし、リハビリテーション実施計画書を作成し、実践していきます。リハビリ職員が行う個別リハビリは20分程度になり、回数や内容はその方によって違い、個々にあわせて効果的なプログラムを立て行います。

Q：病院とのリハビリの違いはなんですか？

リハビリ職員が行う“個別リハビリ”と、生活動作を行っていく“生活リハビリ”を組み合わせ実施していきます。生活リハビリとは、暮らすために必要な動作にポイントを絞って、日常的に繰り返す行うリハビリです。

Q：身元引受人が不在、または遠方の場合は利用できますか？

原則としてご家族に身元引受人となっていただきますが、身寄りがない、家族が非協力的などの事由によって身元引受人が困難な場合は、成年後見制度などの手続きを経て、施設利用の契約をすることは可能ですので、申込前には手続きを行って下さい。

Q：特定疾病とは何ですか？

16種類の疾病により、介護が必要になった場合に限り、サービス利用する事ができます。

- ①がん（末期）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦パーキンソン病関連
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統委縮症
- ⑫糖尿病性神経障害
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯変形性関節症